

宿泊約款・利用規約

2026/2/5

ゲストハウスつばめ 宿泊約款

(適用範囲)

当ゲストハウスが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

当ゲストハウスが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

当ゲストハウスに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ゲストハウスに申し出ていただきます。

宿泊者名

宿泊日及び到着予定時刻

宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)

その他当ゲストハウスが必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当ゲストハウスが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ゲストハウスが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条

当ゲストハウスは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

満室(員)により客室の余裕がないとき。

宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条

宿泊客は、当ゲストハウスに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当ゲストハウスは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ゲストハウスが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ゲストハウスが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ゲストハウスが宿泊客に告知したときに限ります。

当ゲストハウスは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 9 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ゲストハウスの契約解除権)

第6条

当ゲストハウスは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ゲストハウスが定める利規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。当ゲストハウスが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条

宿泊客は、宿泊日当日、当ゲストハウスのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

外国人にあつては、国籍、旅券番号

その他当ゲストハウスが必要と認める事項

宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第8条

宿泊客が当ゲストハウスの客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

当旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。超過 1 時間毎に、室料金の 10 分の 1

(利用規則の遵守)

第9条

宿泊客は、当ゲストハウス内においては、当ゲストハウスが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 10 条

当ゲストハウスの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

フロント・キャッシャー等サービス時間

門限 なし

フロントサービス 午後4時～午後10時

附帯サービス施設時間

キッチン 午前6時～午前9時／午後4時～午後 10 時

ラウンジ 午前6時～午前9時／午後4時～午後 10 時

ランドリー 24 時間

シャワー 午後4時～午前9時

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第11条

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ゲストハウスが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ゲストハウスが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

当ゲストハウスが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ゲストハウスの責任)

第12条

当ゲストハウスは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ゲストハウスの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当ゲストハウスは、万一の火災・事故等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しており、当ゲストハウスの過失又はお客様の過失による損害を保険賠償額の範囲内で保障します。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条

当ゲストハウスは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

当ゲストハウスは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。

ただし、客室が提供できないことについて、当ゲストハウスの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 14 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ゲストハウスは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ゲストハウスがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当旅館は 20 万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊客が、当ゲストハウス内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ゲストハウスの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ゲストハウスは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ゲストハウスに故意又は重大な過失がある場合を除き、 万円を限度として当旅館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 15 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ゲストハウスに到着した場合は、その到着前に当ゲストハウスが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡し、又は宿泊する客室に入れるものとします。但し、貴重品の保管は受けません。

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ゲストハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ゲストハウスは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後破棄します。

前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第 16 条

宿泊客が当ゲストハウスの駐輪場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当旅館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐輪場の管理に当たり、当旅館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意又は過失により当ゲストハウスが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ゲストハウスに対し、その損害を賠償していただきます。但し過失による損害は旅館賠償責任保険の適用範囲内であれば、その保証を適用します。

第 18条

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項 11条第1項関係)

内訳	内容
基本宿泊料	室料
追加料金	なし
税金	消費税

備考

- 1 税法が改正された場合はその改正された規定にあるものとします。
- 2 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

別表第 2 違約金(第6条項第2項関係)

(注)

- 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず全日分の違約金を収受します。
- 3 宿泊人数の一部の契約解除(減員)についても所定の違約金を申し受けます。

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日・ 前日	2・3日 前	4～7日 前	8～14 日前	15～21 日前
契約 申込 人数	違約金料率 14名迄	100%	100%	0%	0%	0%	0%
	違約金料率 15～29名迄	100%	100%	0%	0%	0%	0%
	違約金料率 30名以上	100%	100%	0%	0%	0%	0%

個人情報の保護について

ゲストハウスひばり（以下、「当館」）は、お客様の個人に関する情報（以下、「個人情報」）の適切な取り扱い及び、保護が当館にとっての社会的責務と考え、個人情報の保護に関する基本方針（以下、「個人情報保護方針」）に基づき適切に取り扱い、社内の個人情報管理体制の強化に努めて参ります。

1.個人情報の利用目的

個人情報は、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

当館のサービス（優待情報、営業案内など）、イベントなどに関する情報の送付やご案内をするための利用。

お客様からいただいたお問い合わせに対して電話・電子メール・手紙等で連絡をさせていただくための利用。

当館がサービス提供、改良のために統計的な分析をするための個人を特定できない範囲での利用。

その他、当館が必要と判断したとき、電話・電子メール・手紙等でご連絡のための利用。

2.個人情報の第三者への提供

当館では、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

但し、当館が業務委託先へ、委託業務に必要な範囲内で個人情報を提供する場合は、この限りではありません。

情報開示についてお客様からの同意があった場合。

法令に基づいて情報開示を求められた場合。

人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合で、お客様の同意を得ることが困難である場合。

3.個人情報の管理

当館は、個人情報を取り扱う管理者を置き、個人情報の取り扱いについて、十分な注意を払い管理すると共に、個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩の無いように適切な管理を実施致します。

4.開示、訂正、利用停止、削除について

お客様ご自身の情報の開示・訂正・利用停止・削除をご希望される場合には、お申し出いただいた方がご本人様であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で開示・訂正・利用停止・削除させていただきます。

5.個人情報保護方針について

本方針は、当館ウェブサイトにおいて公開し、本方針は必要に応じて変更する場合がございます。

これにつきましても、上記手段にて公表するほか、変更内容に応じて必要と思われる合理的かつ適切な方法により公表、ご本人様への通知などを行って参ります。

お問い合わせについて

個人情報保護方針及び個人情報につきましては、お電話か電子メールにて下記までお問い合わせください。

ゲストハウスひばり

TEL 080-7028-9661

E-mail guesthouse.hibari+yoyaku@gmail.com

特定商取引法に基づく表記

販売業者 株式会社グットライフ

責任者 小泉勇

住所 〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目4番地の1

仙台ワールドビル7階

電話番号 電話番号については「お問い合わせ先メールアドレス」へご請求をいただければ、遅滞なく開示いたします。

メールアドレス guesthouse.hibari+yoyaku@gmail.com

ホームページ <https://sendai-hibari.com>

商品の販売価格 料金ページをご参照ください。

商品以外の必要料金 特になし。

支払方法 クレジットカード決済

支払時期 クレジットカード決済:商品注文時にお支払いが確定します。

商品の引渡時期 決済確定後、24 時間以内にメールでご案内。

返品・キャンセル ご注文内容の変更は前々日までにメールまたはお電話でお願いいたします。前日や当日キャンセル、不泊はキャンセル料100%頂戴します。

資格・免許 仙台市(R6 太保衛)指令第 7022 号

仙台市(R6 太保衛)指令第 7023 号

宮城県(石保)指令第31号